ご退去時の確認事項

退去立会

退去（明渡し）の日までに、室内の点検を借主様立会いの上、設備・備品等を確認いたしますので立会可能な日時をご連絡ください。
電気等の照明器具がない場合は、室内を確認できる日中の時間帯をご指定ください。

※立会日には室内の家具・残置物（ごみ等）がない状態にしてください。
　室内は、後日専門の業者が室内クリーニングをいたしますが、日常的な清掃作業はしてください。
※退去時の修繕（原状回復工事）の内容は、借主様立会いのもと室内の点検をし、御見積書の作成を致します。

鍵・各種付帯設備のご返却

下記のご返却をお願い致しますので荷物と一緒に引越し先へ送らないようご注意ください
・貸与した鍵
・室内設置取扱説明書（入居時より設置が有る場合）
・エアコン等各種リモコン（入居時より設置が有る場合）
・洗濯機排水トラップ用エルボ
※鍵の紛失・あるいはスペアキーでの返還の場合を含め鍵の交換費用をいただきます。
※付帯設備及び取扱説明書の紛失した場合は交換費用をいただきます。

公共料金の支払い等・ご利用停止

・退去立会い日までに、電気、ガス、水道、電話等の料金、インターネット回線契約、その他全てのご契約ご利用停止のお手続きと費用を精算してください。

※水道につきましては管理会社より水道料金の請求がある場合は水道局への停止連絡の必要はございません

郵便物各種お手続き

・郵便物を新住所へ転送されるように、転居届のお手続きをして下さい。

敷金・保証金の精算

退去後、敷金(保証金)の精算は、未払い賃料・光熱費、原状回復費用、残留物撤去費用等借主様の負担すべき代金を敷金（保証金）より差し引かせていただき、退去後の指定口座へ振り込みます。ご返金がある場合は退去後１ヶ月ほどお時間を要しますのでご了承お願い致します。

引越時のゴミ出し

・引越時のゴミの搬出につきましては、各分類のゴミ出し日を厳守してください。
・粗大ごみ・不燃ゴミの回収は月１回です。あらかじめ日程を確認してください。

※ごみ置場に引越し時の粗大ごみ等放置が判明した場合は処分費用をいただきます。
※粗大ごみは電話予約制（有料）です。詳細はお住まい地域の環境事業所もしくはゴミ分別冊子をご参照下さい。